



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年10月12日金曜日 第3018号

◇ 目 次 ◇

指定自立支援医療機関の所在地の変更..... (障がい福祉課) ... 891

大規模小売店舗の変更の届出の概要等(2件)..... (経営支援課) ... 891

農用地利用配分計画の認可..... (農政課農地・担い手対策室) ... 892

県営土地改良事業の事業計画書の縦覧..... (農地整備課) ... 893

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知..... (森林整備課) ... 893

保安林の指定施業要件の変更予定(2件)..... (") ... 893

保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示(4件)..... (") ... 894

漁業の許可又は起業の認可の申請期間..... (水産課) ... 895

愛媛県復旧・復興建設工事共同企業体事務取扱要綱..... (土木管理課) ... 896

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... (東予地方局環境保全課) ... 899

開発行為に関する工事の完了(2件)..... (中予地方局建築指導課) ... 900

建設業者の許可の取消し..... (南予地方局管理課) ... 900

道路の区域変更(県道坊屋敷小田線)..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 901

道路の供用開始(")..... (") ... 901

公 告

財務会計オンラインシステム端末機器の借入れ..... (情報政策課) ... 901

県税オンラインシステム機器の借入れ..... (") ... 902

大型乗用自動車(スクールバス)の購入..... (会計課) ... 903

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第958号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

平成30年10月12日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地		変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後	
独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院附属訪問看護ステーション	宇和島市賀古町1丁目2番20号	宇和島市賀古町2丁目1番37号	平成30年8月13日

○愛媛県告示第959号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成30年10月12日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年月日	届 出 年月日
ワールドプラザ	今治市東村甲745番地 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	マックスバリュ西日本株式会社 ほか13者	マックスバリュ西日本株式会社 ほか11者	平成30年8月31日 ほか	平成30年9月21日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第960号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成30年10月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
ワールドプラザ	今治市東村甲745番地 外	荷さばき施設の位置及び面積	1,058平方メートル	1,118平方メートル	平成31年5月22日	平成30年9月21日
		廃棄物等の保管施設の位置及び容量	214.7立方メートル	232.7立方メートル		
		大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	午前9時から午後10時まで	マックスバリュ西日本株式会社、ダイユー・リックホールディングス株式会社、株式会社ワッツ西日本販売、株式会社上州屋、株式会社尾後商店、株式会社母恵夢本舗、株式会社マックハウス、株式会社四国シキマパン、株式会社クロノス、和田 竜次、株式会社ルシア 午前9時から午後10時まで 株式会社ドン・キホーテ 24時間	平成31年2月1日	
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時45分から午後10時15分まで	24時間				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第961号

平成30年9月5日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

平成30年10月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積 (㎡)
農事組合法人 九王	愛媛県今治市大西町 九王甲1693番地	愛媛県今治市大西町 九王甲153番1ほか 11筆	8,035
農事組合法人 たいよう農園	愛媛県大洲市野佐来 162番地20	愛媛県大洲市喜多山 18番ほか4筆	16,600
株式会社 みさき果樹園	愛媛県西宇和郡伊方 町中之浜328番地	愛媛県大洲市上須戒 107番ほか5筆	14,982

2 認可年月日
平成30年10月3日

○愛媛県告示第962号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、四国中央市土居町蕪崎地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成30年10月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・蕪崎地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成30年10月15日から11月9日まで
- 縦覧場所
四国中央市役所土居庁舎

○愛媛県告示第963号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年10月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
上浮穴郡久万高原町東明神乙1177、乙1187、乙1188の1、乙1188の2、乙1189の1から3まで、本組1789、1790、1793、1806から1808まで、1811から1814まで、1817
- 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第964号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年10月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
西条市小松町石錠字横峰2238・2246・2345（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、2241から2243まで、2244の1、2244の2、2245、2251、2252、2254、2255、2257から2259まで、2265、2278から2280まで、2284から2287まで、2289、2290、2296、2308、2320、2323、2326から2328まで、2330、2334から2336まで、2338から2340まで、字途中の川2962、字湯浪3595の1、3595の4、3797の1、3798の1、3879、3884の1、3886、3887の1、3888から3891まで、3898、3908、3917、3922
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種を定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第965号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年10月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
西条市小松町明穂字門開丙297、丙298の1、丙299、丙301、字絹笠丙302の1（次の図に示す部分に限る。）、丙302の2、丙303の1、丙303の3、小松町安井字ジヨ乙144の1・乙144の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字花園乙145、字ゲスケ乙146の1から3まで、乙146の4（次の図に示す部分に限る。）、乙146の5から10まで、乙147の2、乙147の13
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種を定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第966号

保安林の指定施業要件の変更予定(平成30年9月7日愛媛県告示第863号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を宇和島市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年10月12日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

Table with 3 columns: 保安林の所在場所, 不明又は所在が不明である通知の相手方, 備考. Row 1: 宇和島市津島町下畑地庚64の2, 宇和島市畑地村大字下畑寺乙324番地 小林 権一, 森林所有者

- 2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第967号

保安林の指定施業要件の変更予定(平成30年9月7日愛媛県告示第863号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を宇和島市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年10月12日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

Table with 3 columns: 保安林の所在場所, 不明又は所在が不明である通知の相手方, 備考. Row 1: 宇和島市津島町横川2038、2043、2054から2056まで, 喜多郡内子町寺村270番地 7 森本 英章, 森林所有者

- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

津島町横川2043(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐による伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第968号

保安林の指定施業要件の変更予定(平成30年9月7日愛媛県告示第864号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を鬼北町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年10月12日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

Table with 3 columns: 保安林の所在場所, 不明又は所在が不明である通知の相手方, 備考. Rows include locations like 北宇和郡鬼北町大字父野川下2429 and 北宇和郡日吉村大字上鍵山1, listing owners and agents.

- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字上大野989・990・1022・1025・1222・1224・1231・1232・大字父野川下1972の1・2420・2423・2434(以上12筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない
ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第969号

保安林の指定施業要件の変更予定(平成30年9月7日愛媛県告示第864号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を鬼北町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年10月12日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

Table with 3 columns: 保安林の所在場所, 不明又は所在が不明である通知の相手方, 備考. Lists various land parcels and their owners/holders.

Table with 3 columns: 北宇和郡鬼北町大字父野川下, 北宇和郡日吉村大字父野川下, 備考. Lists various land parcels and their owners/holders.

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第970号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成30年10月12日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成30年10月12日から25日まで

○愛媛県告示第971号

愛媛県復旧・復興建設工事共同企業体事務取扱要綱を次のように定める。

平成30年10月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県復旧・復興建設工事共同企業体事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成30年7月豪雨による災害により被害を受けた公共土木施設の復旧、緊急的な防災対策等のため、県が発注する工事(以下「復旧・復興工事」という。)の競争入札に参加しようとする共同企業体(被災地域において不足する技術者、技能者等を広域的な観点から確保するため、県内の建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第3項に規定する建設業者をいう。)により結成されるものに限る。以下同じ。)に必要な資格その他復旧・復興工事の競争入札における共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「工事」とは、法第2条第1項に規定する建設工事をいう。

2 この要綱において「被災地域」とは、宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡内子町、西宇和郡伊方町並びに北宇和郡松野町及び鬼北町をいう。

3 この要綱において「有資格業者」とは、愛媛県建設工事請負業者選定要領(昭和39年7月愛媛県告示第607号。以下「業者選定要領」という。)第2条の規定による等級別格付け(以下「等級別格付け」という。)をされた者をいう。

4 この要綱において「契約担当者」とは、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第2条第6号に規定する契約担当者をいう。

(共同企業体の対象工事)

第3条 共同企業体により競争入札を行わせることができる復旧・復興工事は、1件の設計金額が1億円以上の規模の工事であって、業者選定要領第7条第2項に規定する工事種類(以下「工事種類」という。)が土木であるもの(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定の適用を受ける場合を除く。)とする。この場合において、共同企業体以外の有資格業者は、当該競争入札に参加することができない。

(共同企業体の入札参加資格)

第4条 復旧・復興工事の競争入札に参加しようとする共同企業体は、次条から第9条までに定める資格要件を満たすものでなければならない。

(共同企業体の構成員の数)

第5条 構成員の数は、2者又は3者とする。

(共同企業体の構成員の組合せ)

第6条 構成員の組合せは、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 次のアに該当する構成員1者及び次のイに該当する構成員1者又は2者の組合せであること。

ア 工事種類のうち土木における等級別格付けの等級が最上位等級であり、被災地域に主たる営業所を有する有資格業者

イ 工事種類のうち土木における等級別格付けの等級が最上位等級又はその直近の下位等級であり、県内(アに該当する構成員の主たる営業所の所在地を管轄する地方局建設部又は土木事務所の管内を除く。)に主たる営業所を有する有資格業者

(2) 一の共同企業体の構成員(前号アに該当するものに限る。)が、他の共同企業体の代表者でないこと。

(3) 一の共同企業体の構成員(第1号イに該当するものに限る。)が、他の3以上の共同企業体の構成員でないこと。

(共同企業体の構成員の施工実績等)

第7条 構成員は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 工事種類のうち土木について、元請としての施工実績を有すること。

(2) 法第3条第1項の規定による建設業(土木工業に限る。)の許可を受けてからの営業年数が3年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工を確保できると認められる場合にあっては、この限りでない。

(3) 土木工業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(共同企業体の構成員の出資比率)

第8条 構成員の出資比率の最小限度は、次のとおりとする。

(1) 構成員が2者の場合 30パーセント以上

(2) 構成員が3者の場合 20パーセント以上

(共同企業体の代表者)

第9条 代表者は、構成員のうち、第6条第1号アに該当する者とする。

(共同企業体の入札参加資格の審査)

第10条 復旧・復興工事について共同企業体を結成して競争入札に参加しようとする者は、あらかじめ、復旧・復興建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書(別記様式)に次に掲げる書類を添えて契約担当者に提出し、資格審査を受けなければならない。

(1) 共同企業体協定書の写し

(2) その他契約担当者が必要と認める書類

- 2 契約担当者は、前項の申請書を受理したときは、資格審査を行い、申請者の代表者に対しその結果を通知するものとする。
- 3 共同企業体の代表者は、第1項の申請書又はその添付書類の記載事項に変更があったときは、速やかに、契約担当者に対し変更の届出をしなければならない。

(共同企業体の解散等)

第11条 共同企業体の構成員が法第29条又は第29条の2第1項の規定により土木工事業の許可を取り消されたときは、当該共同企業体は、解散したものとみなす。

- 2 共同企業体が解散したとき、又は前項の規定により解散したものとみなされたときは、その代表者は、速やかに、契約担当者に対しその旨を届け出なければならない。

(入札書)

第12条 共同企業体の入札書には、共同企業体の名称及びその代表者である構成員を明記の上、代表者が記名押印するものとする。

(契約書)

第13条 共同企業体の工事請負契約書には、共同企業体の住所及び名称並びにその代表者である構成員を明記の上、構成員全員の連名で記名押印するものとする。

(業者選定要領等の適用除外)

第14条 業者選定要領及び愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱(平成6年11月愛媛県告示第1275号)の規定は、共同企業体の入札参加資格については、適用しない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、復旧・復興工事の競争入札における共同企業体の取扱いに関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別記様式（第10条関係） 復旧・復興建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書

復旧・復興建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

共同企業体の事務所の所在地
共同企業体の名称 _____ 共同企業体

共同企業体の代表者の商号
又は名称及び代表者氏名 ㊦

共同企業体の構成員の商号
又は名称及び代表者氏名 ㊦

共同企業体の構成員の商号
又は名称及び代表者氏名 ㊦

今般連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、_____を代表者とする_____共同企業体を次のとおり結成したので、同企業体を_____年度及び_____年度において愛媛県の発注する復旧・復興工事の競争入札に参加したいので添付書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

また、_____年度及び_____年度において愛媛県の発注する復旧・復興工事について次の権限を_____共同企業体代表者に委任します。

- (1) 工事の入札に関する一切の権限
- (2) 工事請負契約に関する一切の権限（契約の締結を除く。）
- (3) 工事完成保証に関する一切の権限
- (4) 工事請負代金の請求及び受領に関する一切の権限
- (5) 上記権限の範囲内において、復代理人を選任する権限
- (6) その他工事の施工に係る届出及び報告に関する一切の権限

1 共同企業体の構成員

区分	許可番号 及び 許可年月日	主たる営業所の所在地	商号又は名称 及び代表者氏名	出資割合 (%)	土木一式 に係る 格付け
代表者					A
構成員					A・B
構成員					A・B

2 入札、請負契約及び請負契約に基づく行為に使用する印鑑

代表者	構成員	構成員

注 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 共同企業体協定書の写し
- (2) その他契約担当者が必要と認める書類

○愛媛県告示第972号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成30年10月12日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

日本ケッチェン株式会社
東京都港区芝浦一丁目2番1号
代表取締役社長 大場 浩正

2 事業場の名称及び所在地

日本ケッチェン株式会社新居浜事業所
新居浜市磯浦町17番4号

3 特定施設に関する事項

東工場スクラバー

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第27号ヌ 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1時間当たり19,000ノルマル立方メートル処理（ガス量）	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成31年6月30日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 3～8 最大 2～9
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 200 最大 425
	浮遊物質量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 31 最大 63
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 140 最大 290
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1以下 最大 1以下
汚水等の1日当たりの量（単位立方メートル）	通常 20 最大 120	

備考 汚水等は、スクラバー排水中和槽にて処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) スクラバー排水中和槽

設置年月日	平成19年10月31日		
処理施設の種類	化学的処理		
処理施設の型式	中和設備		
処理施設の構造	鋼板製及び内面FRP製		
処理施設の主要寸法	縦2.8メートル 横6.2メートル 高さ3.5メートル		
処理施設の能力	1日当たり3,600立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	中和処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 3～8 最大 2～9	通常 6～8 最大 5～9
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 55 最大 105	通常 55 最大 105
	浮遊物質量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 31 最大 62	通常 31 最大 62
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 16 最大 53	通常 16 最大 53
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1以下 最大 1以下	通常 1以下 最大 1以下
汚水等の1日当たりの量（単位立方メートル）	通常 1,345 最大 1,575	通常 1,345 最大 1,575	

備考 汚水等は、処理槽にて処理する。

(2) 処理槽

設置年月日	平成28年1月15日		
処理施設の種類	化学的処理		
処理施設の型式	水平流式		
処理施設の構造	FRP製		
処理施設の主要寸法	直径3.2メートル 高さ8メートル 直径3.2メートル 高さ7.4メートル		
処理施設の能力	1日当たり7,000立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	酸化処理及び中和処理		

処理施設の使用時間間隔		連 続	
処理施設の1日当たりの使用時間		24時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要		な し	
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6~8 最大 5~9	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 28 最大 51	通常 12 最大 17
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 42 最大 62	通常 40 最大 60
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 8 最大 114	通常 8 最大 33
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1以下 最大 1以下	通常 1以下 最大 1以下
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 2,760 最大 3,365	通常 2,760 最大 3,365

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.4 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 11.9 最大 16.9
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 60
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 8 最大 33
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1以下 最大 1以下
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 2,850 最大 3,480

○愛媛県告示第973号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成30年10月12日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
30中局建(開)第11号 平成30年10月2日	東温市北野田字平松469番5	伊予郡松前町大字筒井311番地 グランドアーネストC103号 二 宮 隆 志

○愛媛県告示第974号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成30年10月12日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
30中局建(開)第12号 平成30年10月3日	伊予郡松前町大字徳丸字諏訪1280番1	八幡浜市松柏丙827番地 四国電力まつかやアパート532 弓 立 知 広

○愛媛県告示第975号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成30年10月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般 - 27) 第 17582 号	平 成 27 年 9 月 16 日	スギモト 建 装	杉 本 圭 弥	北 宇 和 郡 鬼 北 町 大 字 川 上 283 - 2	平 成 30 年 9 月 11 日	建 築 工 事 業	建 設 業 の 廃 業 (法 人 成 り)

○愛媛県告示第976号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年10月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	坊屋敷小田線	喜多郡内子町大瀬南5625番5	旧	メートル 3.8 ~ 4.1	キロメートル 0.033	
			新	7.8 ~ 9.5	0.033	

○愛媛県告示第977号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年10月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	坊屋敷小田線	喜多郡内子町大瀬南5625番5	平成30年10月12日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成30年10月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
財務会計オンラインシステム端末機器の借入れ
- (2) 借入物品及び数量
財務会計オンラインシステム端末機器一式（パーソナルコンピュータ一式、ソフトウェア一式、周辺機器一式、接続機器一式、保守一式、搬入、据付け、配線、調整等一式）
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
平成31年3月1日から平成36年2月29日まで
- (5) 借入場所
仕様書による。
- (6) 入札方法
ア この入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に基づき、所定の手続により紙入札を承諾した場合を除き、入札書の提出、開札等の行為を電子入札システムにより行う。
なお、電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参

加資格者が応札する場合は、紙入札により行うものとする。
イ 入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成29年度、平成30年度及び平成31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 納入しようとする物品が、仕様書に要求する条件に適合することを証明した者であること。
- (2) 借入物品に係る修理、点検及び保守の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場

所及び問合せ先

愛媛県企画振興部政策企画局情報政策課オンライン運用グループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2206

(2) 入札書の受領期限

ア 電子入札による場合は、平成30年11月22日(木)から同月27日(火)9時59分までの電子入札システムの稼働時間中(愛媛県の休日を含める(平成元年愛媛県条例第3号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)以外の日の午前9時から午後8時までをいう。以下同じ。)に提出すること。

イ 紙入札による場合は、平成30年11月22日(木)から同月27日(火)9時59分までの受付時間中(県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時までをいう。以下同じ。)に(1)に掲げる場所に持参又は郵送等(書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。)により提出すること。

ウ 郵送等により入札書を提出する場合は、平成30年11月27日(火)9時59分までに、(1)に掲げる場所に必着のこと。

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成30年11月27日(火)午前10時

愛媛県庁本館1階 企画振興部政策企画局情報政策課システム設計室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、納入しようとする物品が、仕様書に要求する条件に適合することを証明する書類を入札説明書に定める期限までに知事に提出し、承認を受けなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 審査申請書の受領期限

(ア) 電子入札による場合は、告示日から平成30年11月5日(月)午後5時までの電子入札システムの稼働時間中に提出すること。

(イ) 紙入札による場合は、告示日から平成30年11月5日(月)までの受付時間中に3(1)に掲げる場所へ持参又は郵送等により提出すること。

イ 郵送等による審査申請書の取扱い

郵送等により審査申請書を提出する場合は、平成30年11月5日(月)午後5時までに、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効

とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を期間内に確実に遂行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered: Development of Software for Document Management and the Online Decision making of the Organization, 1 set

(2) Time limit of tender: 9:59 p.m., 27 November 2018

(3) For further information, please contact: Online Operation Group, Information Technology Division, Policy and Planning Subdepartment, Planning and Development Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan

Tel 089 912 2206

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成30年10月12日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

(1) 件名

県税オンラインシステム機器の借入れ

(2) 借入物品及び数量

県税オンラインシステム機器一式(ハードウェア、ソフトウェア及び保守部品の提供並びに搬入、据置、配線、データ移行、サーバのセットアップ、調整、ハードウェアの保守及び借入期間満了後の撤去等一式)

(3) 借入物品の内容等

仕様書による。

(4) 借入期間

平成31年3月1日から平成36年2月29日まで

(5) 借入場所

仕様書による。

(6) 入札方法

ア この入札は、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)に基づき、所定の手続により紙入札を承諾した場合を除き、入札書の提出、開札等の行為を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合は、紙入札により行うものとする。

イ 入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当

する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成29年度、平成30年度及び平成31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 納入しようとする物品が、仕様書に要求する条件に適合することを証明した者であること。
- (2) 借入物品に係る修理、点検及び保守の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県企画振興部政策企画局情報政策課オンライン運用グループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2205

- (2) 入札書の受領期限

ア 電子入札による場合は、平成30年11月22日（木）から同月27日（火）10時59分までの電子入札システムの稼働時間中（愛媛県の休日を含める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）以外の日の午前9時から午後8時までをいう。以下同じ。）に提出すること。

イ 紙入札による場合は、平成30年11月22日（木）から同月27日（火）10時59分までの受付時間中（県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時までをいう。以下同じ。）に(1)に掲げる場所に持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。

ウ 郵送等により入札書を提出する場合は、平成30年11月27日（火）10時59分までに、(1)に掲げる場所に必着のこと。

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成30年11月27日（火）午前11時

愛媛県庁本館1階 企画振興部政策企画局情報政策課システム設計室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、納入しようとする物品が、仕様書に要求する条件に適合することを証明する書類を入札説明書に定める期限までに知事に提出し、承認を受けなければならぬ。

なければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 審査申請書の受領期限

(7) 電子入札による場合は、告示日から平成30年11月5日（月）午後5時までの電子入札システムの稼働時間中に提出すること。

(4) 紙入札による場合は、告示日から平成30年11月5日（月）までの受付時間中に3(1)に掲げる場所へ持参又は郵送等により提出すること。

イ 郵送等による審査申請書の取扱い

郵送等により審査申請書を提出する場合は、平成30年11月5日（月）午後5時までに、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を期間内に確実に遂行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Computer Equipment and Related Services for Tax Accounting System , 1 set

- (2) Time limit of tender: 10:59 p.m., 27 November 2018

- (3) For further information, please contact: Online Operation Group, Information Technology Division, Policy and Planning Subdepartment, Planning and Development Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan

Tel 089 912 2205

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成30年10月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
大型乗用自動車（スクールバス）の購入
- (2) 購入物品名及び数量
大型乗用自動車（スクールバス） 1台
（使用に当たり必要な登録、搬入、調整、説明等一式を含む。）
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書等による。
- (4) 納入期限
平成31年3月15日（金）
- (5) 納入場所

愛媛県立宇和特別支援学校 知的障がい部門
(愛媛県西予市宇和町永長1287 - 1)

(6) 入札方法

ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成29～31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話(089)912 2156

- (2) 入札書の受領期限

電子入札による場合は、平成30年11月21日(水)午前9時から同月22日(木)午前9時59分まで

紙入札による場合は、平成30年11月22日(木)午前9時59分まで

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成30年11月22日(木)午前10時

愛媛県総務部入札室兼会議室 本館2階

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：平成30年11月15日(木)午後5時

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 契約保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。

- (7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (8) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力のうち、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接または郵便(書留郵便に限る。)により提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: School bus for special support education school use, 1
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 22 November 2018
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2156